

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状への回答

兵庫10区 井沢 たかのり

1. 「情報・コミュニケーション法（仮称）」の制定について

総合支援法の「意思疎通支援事業」は、地域生活支援事業に位置付けられているため、自治体によって格差が生じ、予算も不十分です。国の事業として「情報アクセス・コミュニケーション保障」を法制化する必要があり、その際、聴覚障害当事者団体への委員の委嘱は当然です。

2. 「手話言語法（仮称）」の制定について

「手話言語法（仮称）」制定の意見書については、兵庫10区の市町（加古川市・高砂市・稲美町・播磨町）でも9月議会でも取り上げられ、全会一致で採択されました。これは、聴覚障害者の人権にかかわる重要な前進であり、法制定に向けてみなさんとともに頑張ります。

3. 聴覚障害認定の基準について

聴覚障害の基準が、日本と世界保健機関とで極端に違い、軽度の聴覚障害者が福祉の対象とならず、支障のある生活を強いられている現状は問題です。現行の基準を世界保健機関の基準並みに改定することは急務です。

4. 手話通訳者の身分保障について

45万人の手帳保持者に対して手話通訳者の雇用数が適正であるかどうかも含め、非正規雇用が79.5%という状況は大きな問題で、改善されなければなりません。高い専門性を持つ手話通訳者は正規職員とし、報酬も底上げすべきです。

5. 手話通訳制度における資格について

障害者基本法で手話が言語として位置付けられたことから、手話の普及・定着が急がれます。その際、質の高い手話通訳士を確保するためには、国家資格への格上げと身分保障が求められます。

6. 採用時における聴覚障害者への「合理的配慮」と「過重な負担」について

聴覚障害者をはじめ、障害者の雇用の機会は障害をもっていない人と同等に保障されなければなりません。そのためには、採用側にとって「過重な負担」ととられるような事項は改めるべきで、聴覚障害者の採用時の面接には、筆談だけでなく手話通訳等適切な方法をとることが明記されるべきです。

7. 盲ろう者について

「盲ろう」障害についての定義がないということは、視覚障害と聴覚障害が重複することによって大きな困難が生じるという実態をいかに把握していないかということではないでしょうか。障害者手帳の取得、入院中の障害サービス、介護サービスにおいて、十分なサービスが保障されるよう、一緒に頑張ります。

8. その他

① 盲ろう者が制度の狭間にあって制度の利用ができず、生活に支障が生じている状況を打開するために頑張ります。

② 障害者が障害者でない人と同じように自立した生活を送れるようにするためには、雇用の分野で、採用の機会均等・待遇の確保とそれぞれの能力が発揮できる環境づくりが必要です。特別支援学校（ろう・知的障害）教諭の経験を生かし、みなさんと一緒に親身になって頑張ります。